

特集③

緊急消防援助隊の充実強化

1 緊急消防援助隊

▶(1) 創設の経緯

平成7年1月17日午前5時46分に発生した阪神・淡路大震災では、死者・行方不明者6,437人、負傷者4万3,792人、住宅被害63万9,686棟という甚大な被害が生じ、兵庫県内の消防応援と併せて全国41都道府県から、延べ約3万人の消防応援が行われた。

本地震では、地元の地方公共団体による被害状況の把握や応援要請などの基本的な対応が困難となり、初動対応に支障が生じた。また、全国からの消防広域応援を行うに当たり、応援部隊の迅速な出動体制や指揮命令系統の整備、応援のための車両・資機材の確保など、様々な課題が浮き彫りとなった。

これらの課題に対応し、国内で発生した地震等の大規模災害における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施できるよう、全国の消防機関相互による援助体制として、同年6月、緊急消防援助隊が創設され、平成15年の消防組織法改正により法制化された。

▶(2) 運用体制

大規模災害等が発生した際には、消防組織法第44条に基づき、被災都道府県知事からの応援要請を受け又は応援要請を待たずに、消防庁長官の求め又は指示により、全国から消防部隊が被災地へ集中的に出動する仕組みとして確立している。

さらに、創設当初1,267隊であった登録隊数は6,731隊（令和7年4月1日現在）まで増加させてきたほか、実災害における課題や経験を踏まえ、車両や資機材の増強を図るなど、緊急消防援助隊を充実強化してきた。

今後、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの国家的な非常災害の発生が切迫する中、緊急消防援助隊の充実強化を更に進めていくことが、ますます重要となっている。

2 近年における緊急消防援助隊の活動

緊急消防援助隊は、平成7年の創設以降、令和7年11月までに47回出動（地震19回、土砂・風水害17回、火災6回、その他5回）（資料2-8-4）し、様々な大規模災害に対応してきた。特に平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、創設以降初となる消防庁長官の出動指示により、88日間にわたり、延べ3万1,166隊、延べ約11万人の緊急消防援助隊が消火、救助、救急等の活動を実施した。なお、これまで消防庁長官の「出動の指示」は、6回にのぼる。

近年においても、令和6年能登半島地震、令和6年9月奥能登豪雨、岩手県大船渡市林野火災、愛媛県今治市林野火災等、大規模な地震災害や林野火災、激甚化・頻発化する土砂・風水害などに対し、迅速かつ的確に対応している。

▶(1) 令和6年能登半島地震

令和6年1月1日に石川県能登半島地方を震源とする地震が発生した。災害の規模等に照らし、被災県知事からの要請を待たずに消防庁長官の「出動の求め」を行った。その後、災害の甚大性等を踏まえ、この災害の緊急消防援助隊の出動を消防庁長官の「出動の指示」に切り替え、指示を受けた21都府県の緊急消防援助隊が出動し、52日間にわたり、延べ1万6,992隊5万9,332人が活動した。

陸上隊は、道路損壊や土砂崩落等により、一部道路が使えない状況の中、比較的小型な消防車両を活用した進出に加え、関係機関と連携し、空路・海路による進出など、様々な手段を尽くして被災地入りし、活動を開始した。積雪寒冷地等であったことにより、過酷な環境での活動及び宿営であったが、迅速に安否不明者等の捜索・救助活動を行ったほか、医療関係者と連携した避難所からの救急搬送や、病院や高齢者入居施設からの転院搬送、被災消防本部の業務支援等を行った。航空隊は、消防防災ヘリによる救助活動や孤立集落への物資搬送を行った。

県内応援隊や警察・自衛隊等と連携の下、緊急消

防援救助隊の活動で、295人を救助した。



搜索救助活動の様子（令和6年能登半島地震）

■(2) 令和6年9月奥能登豪雨

石川県能登半島で線状降水帯が発生、奥能登地方を中心に記録的な豪雨となり、輪島市、珠洲市及び能登町で、河川の氾濫、浸水、がけ崩れ等複数の土砂災害が発生した。

石川県知事からの要請に基づき、消防庁長官の「出動の求め」を受けた10府県の緊急消防援助隊が出動し、13日間にわたり、延べ1,788隊6,318人が活動した。

陸上隊は、ドローンや映像伝送装置を活用した情報収集活動や消防応援活動調整本部等と情報を共有するとともに、重機等を活用し、倒壊家屋のがれき等を除去しながら広範囲における安否不明者の救助活動を行った。航空隊は、消防防災ヘリによる上空からの捜索活動、孤立集落での救助活動や物資搬送を行った。

県内応援隊や警察・自衛隊等と連携の下、緊急消防援助隊の活動で、149人を救助した。



搜索救助活動の様子（令和6年9月奥能登豪雨）

■(3) 岩手県大船渡市林野火災

令和7年2月、岩手県大船渡市赤崎町合足地内で出火した林野火災により、約3,370haが焼損した。岩手県知事からの要請に基づき、消防庁長官の「出動の求め」を受けた15都道県の緊急消防援助隊が出

動し、41日間にわたり、延べ7,618隊2万8,225人が活動した。

陸上隊は、市街地への延焼阻止を主目的に、海水利用型消防水利システム等を活用するとともに、安全を確保しながら消火活動を行った。航空隊は、消防防災ヘリによる連続的な空中消火を行った。また、ドローンや消防防災ヘリのカメラを活用した上空からの情報収集活動や熱源探査により、陸上隊と航空隊が連携した消火活動及び残火処理を行った。



ヘリの活動の様子（岩手県大船渡市林野火災）

■(4) 愛媛県今治市林野火災

令和7年3月、愛媛県今治市長沢地内で出火した林野火災により、481.6haが焼損した。愛媛県知事からの要請に基づき、消防庁長官の「出動の求め」を受けた8府県の緊急消防援助隊が出動し、17日間にわたり、延べ636隊2,301人が活動した。陸上隊は、市街地への延焼阻止を主目的に消火活動や巡回・警戒活動を行った。航空隊は、消防防災ヘリによる連続的な空中消火を行った。また、ドローンや消防防災ヘリのカメラを活用した上空からの情報収集活動や熱源探査により陸上隊と航空隊が連携した消火活動及び残火処理を行った。



残火処理の様子（愛媛県今治市林野火災）

3 「緊急消防援助隊の編成及び整備等に係る基本的な事項に関する計画」の改定

►(1) 基本計画の改定の経緯

緊急消防援助隊の編成等については、消防組織法第45条に基づき、総務大臣が定める「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」(平成16年2月策定。以下、本特集において「基本計画」という。)において、隊の規模や編成、車両の整備計画などを定め、概ね5年ごとに改定してきた。

令和7年3月、近年の実災害での教訓を踏まえるとともに、南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など甚大な被害が想定される大規模災害に的確に対応できるよう、基本計画を改定した。

►(2) 基本計画の改定内容

ア 登録目標隊数の増強

南海トラフ地震、首都直下地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめとした大規模災害に的確に対応できるよう、消火、救助及び救急の主要3

小隊、後方支援小隊、航空小隊等の増隊に加え、機能強化に向けた部隊を創設（後述イ）し、登録目標隊数を7,200隊（令和7年4月1日現在6,731隊登録）とする（特集3-1表）。

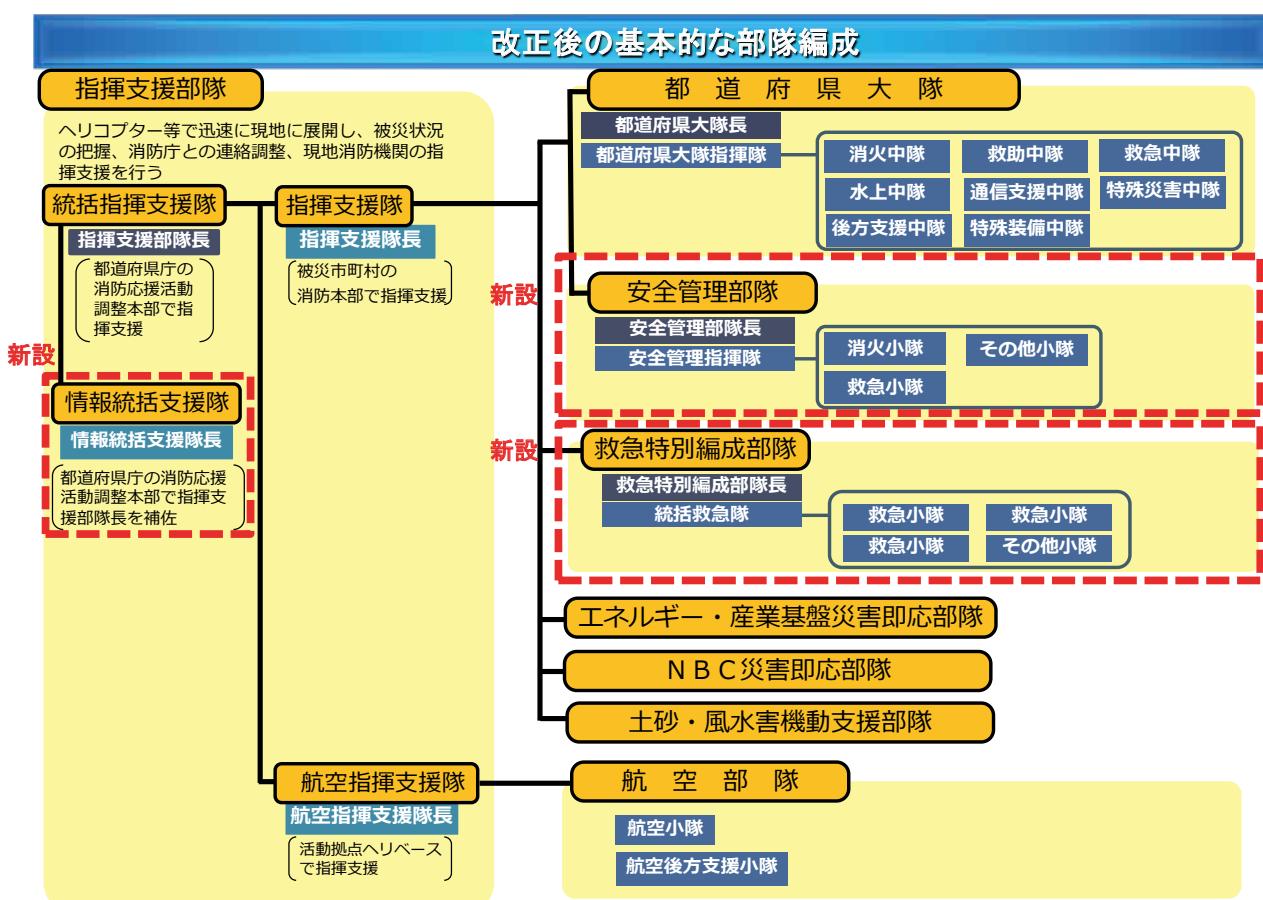
特集3-1表 基本計画の改定と登録目標隊数

改定時期	登録目標隊数
平成16年策定	3,000隊
平成18年改定	4,000隊
平成21年改定	4,500隊
平成26年改定	6,000隊
平成31年改定	6,600隊
令和7年改定	7,200隊

イ 機能強化に向けた部隊の創設

次の（ア）～（ウ）のとおり、情報統括支援隊、安全管理部隊及び救急特別編成部隊を新たに創設し、DXの推進、隊員の安全管理等にも対応できる緊急消防援助隊の充実・強化を図る（特集3-1図）。

特集3-1図 基本計画改定後の基本的な部隊編成



(ア) 情報統括支援隊

緊急消防援助隊の出動時には、刻々と変わる状況に応じ、情報収集、情報整理、方針の決定・共有を繰り返していくこととなる。これまで、これらの情報収集等は、消防救急デジタル無線などによる音声等を用いて行うことが基本となっていたが、被害等の情報が過多となった場合でもデジタルツールを活用して、情報を効率的に収集、整理等することが必要になるため、情報統括支援隊を創設した。

情報統括支援隊は、無線等のアナログ手法に加え、タブレット端末、スマートフォンなどのデジタルツールを活用し、リアルタイムで災害映像、災害情報を収集し、情報の整理・分析・共有を行うことを主任務とし、統括指揮支援隊による増隊判断や部隊配置判断などを補佐する。このため、全国で約10隊を目安に情報統括支援隊を登録することとし、各隊には情報の効率的な整理・共有に資するデジタル作戦卓及び車両を配備する。

(イ) 安全管理部隊

緊急消防援助隊が出動する大規模災害は、通常とは異なる災害態様であることから、隊員が十分に予知することが困難な危険性が内在しており、受傷や殉職を防ぐため安全管理を徹底する必要がある。また、長期間にわたり慣れない土地での活動であることから、隊員の体調管理や労務管理も一層重要となる。

このため、緊急消防援助隊における安全管理体制を強化する観点から、安全管理部隊を創設し、各都道府県に1隊を目安に、安全管理部隊指揮隊（全国で約50隊）を登録することとしている。

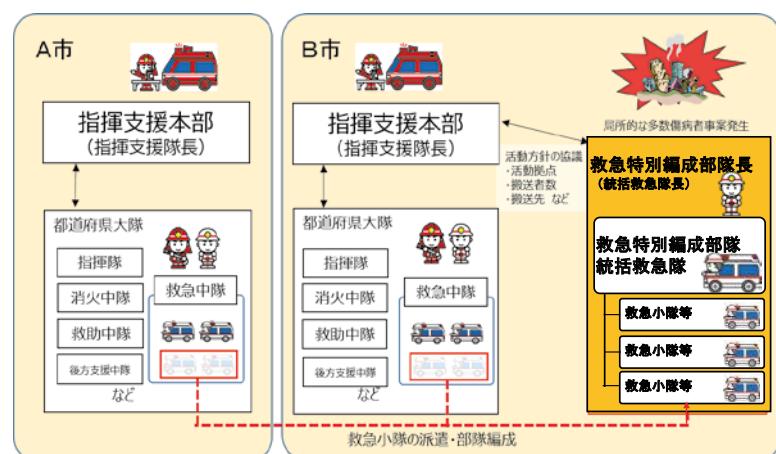
安全管理部隊は、俯瞰的に活動現場を監視し、二次災害の防止を図るとともに、隊員の活動時間の管理による疲労管理などの安全管理を主任務とする。さらに、専門的な知識を有する関係機関等からの情報を得て、都道府県大隊指揮隊への助言や危険情報の伝達を行うなど、安全管理体制の一層の強化を図る。

(ウ) 救急特別編成部隊

緊急消防援助隊の出動期間中、大規模災害による多数の傷病者や病院の機能喪失に伴う入院患者等の転院搬送が多数発生した場合、そこで活動する都道府県大隊では救急隊が不足する可能性があるが、部隊の追加派遣には時間を要する場合がある。

このように、一時的に救急部隊の増隊が必要となる場合に、指揮命令系統を明確化した上で、複数の都道府県大隊の救急中隊を一体として運用できるよう、救急特別編成部隊を創設し、各都道府県に1隊を目安に、救急特別編成部隊統括救急隊（全国で約50隊）を登録することとしている。（特集3-2図）

特集3-2図 救急特別編成部隊の基本的な部隊編成



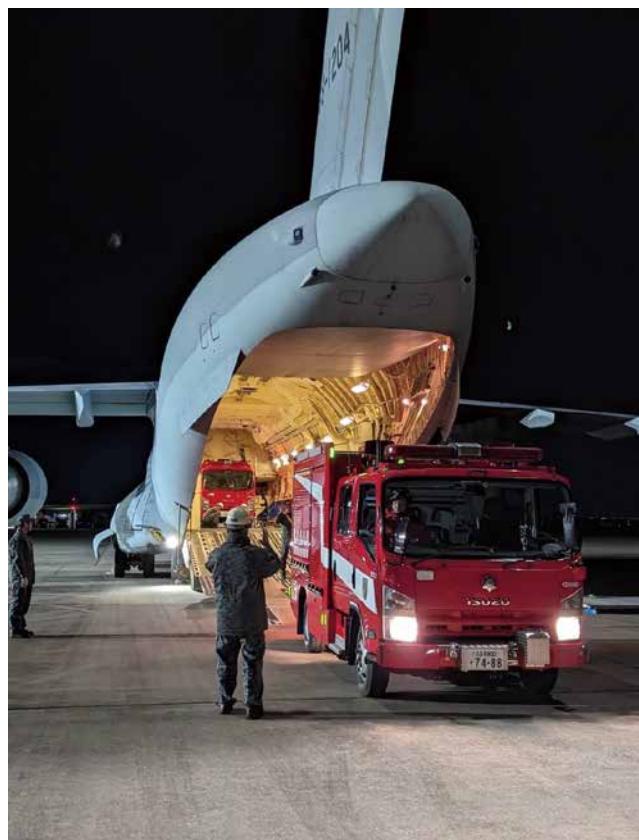
安全管理部隊の活動が必要な場所

ウ 令和6年能登半島地震等の教訓を踏まえた部隊運用の強化

(ア) 能登半島地震を踏まえた運用改善

能登半島地震では、大型車両の陸路進出が難しく、自衛隊等と連携して空路や海路から進出した。これを受け、迅速かつ的確な活動のために空路や海路での進出が必要である場合には、車両以外の手段による進出を行うこととしたほか、大型車両のみの編成とするのではなく、災害の様態に応じて小型車両も含めた適切な車両を選定・編成することとした。

また、緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練等をはじめ、平時から関係機関連携に努めることを明記した。



自衛隊輸送機による部隊輸送の様子
(令和6年能登半島地震)

(イ) 消防庁長官の「出動の指示」の考慮事項の見直し

令和3年の災害対策基本法の改正により、国の防災体制の強化の観点から、防災担当大臣を本部長とする「特定災害対策本部」の設置に関する制度が設けられた。これを踏まえ、消防庁長官による出動指示とする場合の考慮事項に、特定災害対策本部の設置状況を追加した。

(ウ) 大型で猛烈な台風、線状降水帯等の際の出動準備都道府県の柔軟な対応

基本計画では緊急消防援助隊の出動計画として、第一次出動都道府県大隊及び出動準備都道府県大隊が定められている。しかし、台風の進路となることが予測される都道府県大隊などが緊急消防援助隊としての出動又は出動準備が困難である場合に、当該都道府県以外の都道府県に対し、出動又は出動準備をさせることができるよう規定した。

(エ) 一の都道府県大隊を複数被災市町村へ派遣する運用

一の都道府県大隊は原則として、一の被災市町村に応援に入り活動する。しかしながら、多くの被災市町村への対応が必要になった場合や、災害状況の変化により新たな応援先が生じた場合などには、他の都道府県大隊の出動では活動開始までに多くの時間を要してしまう。このような場合に、迅速かつ効率的な対応をするため、活動中の都道府県大隊を一時的に分割して柔軟に活動させることがあり得ることを明確にした。

►(3) 訓練を通じた緊急消防援助隊の充実強化

車両・資機材の充実を含む体制整備等の運用面への定着、緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力の向上、関係機関との連携強化や被災都道府県等の受援体制の強化などを一層推し進めるため、基本計画に基づき、平成8年度から全国6ブロックにおいて、地域ブロック合同訓練を毎年実施している。また、令和4年に静岡県で開催した第6回全国合同訓練に続き、第7回の全国合同訓練を令和8年度に北海道及び宮城県で実施することとする。実施内容は、令和7年3月に策定した「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震アクションプラン」の実効性の検証を目的に「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」を想定災害として、今後消防庁において、開催地道県等と共同で検討を進めていく。



第6回緊急消防援助隊全国合同訓練の様子

4 令和7年岩手県大船渡市林野火災等を踏まえた取組

令和7年岩手県大船渡市林野火災では、地元消防本部も含め1日当たり最大約2,100人規模で、昼夜を分かたず消防活動等に従事した。陸上からの消火活動では、市街地への延焼阻止を主眼に、住家付近に延焼阻止線を設定して、予防散水や消火活動が行われたほか、安全を確保しつつ、林野内に入っての消火活動も行われた。空中からの消火活動では、延焼阻止及び消火に向け、自衛隊と連携して、ヘリコプターによる空中からの散水が行われた。

これまでの実災害や訓練等を踏まえ、統括指揮支援隊と航空指揮隊が共通のグリッド図を活用し、十分に連携して空中消火・地上消火を行うなど成果をあげた一方で課題も明らかになった。強風等による急激な延焼拡大や飛び火による広範囲の延焼が見られ、刻々と変化する火災の状況について、夜間も含めて的確に把握する必要があった。山間部で水利の確保が難しく、複雑な地形や狭隘な道が多く侵入や大型車の進出に苦慮した。昼夜を通じた消火活動のため隊員の疲労管理が重要となった。これらの課題や教訓を踏まえ、緊急消防援助隊の更なる充実に向け、以下の取組を図っていく。



大船渡市三陸町での延焼の様子

►(1) 的確な情報把握

ヘリコプターやドローン等の情報把握に資する資機材を整備するとともに、緊急消防援助隊に新設された情報統括支援隊の活用等により迅速で継続的な情報把握体制を構築していく。



ドローンを活用した情報収集活動の様子

►(2) 早期の応援要請

林野火災では散水量の大きい自衛隊の大型ヘリコプターによる空中消火が有効であるため、平時より消防機関、都道府県及び自衛隊との間で連絡・情報共有体制を構築し、災害時の円滑な要請及び活動ができるよう関係強化に努めていく。

特に自衛隊の大型ヘリコプターが活動するため、地方公共団体は、平素の段階からヘリコプターの活動基盤の確保に係る準備に加え、自衛隊への災害派遣要請に先立ち、当該活動基盤を選定しておく。

地元消防本部は、時機を逸すことなく都道府県内応援、必要な場合には、躊躇なく緊急消防援助隊の出動要請を行う。このため、林野火災に係る応援要請基準を各消防本部の受援計画で明確化し、受援計画に基づいた訓練を定期的に行い、都道府県消防相互応援協定において受援業務をサポートする体制について、都道府県及び都道府県内の消防本部と協議しておく。

►(3) 長期間にわたる消火活動に必要な体制及び消防水利の確保

海や河川等の自然水利を消防用水として活用できる海水利用型消防水利システムのほか、大型水槽付き放水車等の水利確保に有効な車両の整備を進める。

また、車両が進入できない林野内にも送水や放水が可能となるよう、大型仮設水槽をはじめとした資機材等の充実強化を行う。

さらに、建設業等の民間事業者等が所有するコンクリートミキサー車やコンクリートポンプ車等の車両の活用に関して協定等を締結しておくなど、消防用水の確保等に関する民間事業者等との連携も強化する。

►(4) 山間部での部隊投入と消火活動

山林内でも走破性が高く、簡易水槽やポンプ、背負い式消火水のうなどの資機材を搭載した林野火災対策ユニット車を整備する。

また、ドローンの熱源探査や熱画像直視装置等、林野火災対応において有効な資機材の更なる整備を行う。

さらに、確実な残火処理のために必要な背負い式消火水のう等の資機材を整備する。



緊急消防援助隊による消火活動の様子

►(5) 林野火災に対応した安全管理

林野火災は夜間の延焼拡大を阻止するため昼夜を通じて消火活動に従事する必要があることから、早期に長期ローテーションを確立し、隊員の活動時間を組織的に管理する。

また、新設された安全管理部隊を活用し、安全管理を徹底する。

►(6) 航空部隊における消火活動の強化

航空機による空中消火においては、安全に十分留意した上で活動空域に見合う十分な機数を確保し、連続的な散水に努めるなど消火効率を高める運用を行う。

また、大型で散水量の大きい自衛隊ヘリが出動している場合には、火勢の強い箇所を担当してもらう等、消防防災ヘリとの間で活動区域と役割分担を適切に行う。

あわせて、消防防災ヘリの増強と人員の確保、資機材の整備などによる航空消防防災体制の充実強化を図る。

5 おわりに

緊急消防援助隊の発足から30年を迎え、消防庁は緊急消防援助隊の災害対応力の充実強化に向けた様々な取組を行い、多くの大規模災害等において人命救助活動等に多大なる成果を上げてきた。一方で、災害は激甚化・頻発化していることから、実際の災害の状況等を踏まえ、緊急消防援助隊に関する計画を見直しつつ、隊の規模や編成、資機材の整備を進める必要がある。また、緊急消防援助隊合同訓練を通じて災害対応力の向上を図る等、緊急消防援助隊の一層の充実強化を図っていく。